

03

政治について詳しくなろう!

選挙に参加できる人は?

1/2

投票できるのは18歳以上、立候補できるのは25歳もしくは30歳以上

投票

選挙で1票を入れること

立候補

代表者(政治家)になろうと、選挙に参加すること



[2つの大切なわたしたちの権利]

- ① 選挙で投票できる権利 (=選挙権)
- ② 選挙に立候補して、代表者(政治家)になれる権利 (=被選挙権)



Q 何歳から投票できる / 代表者(政治家)になれるの?

投票できる年齢	立候補できる年齢	
18歳	25歳	30歳
	衆議院議員、市町村長、 都道府県議会議員、市町村議会議員	参議院議員、都道府県知事

Q どこに住んでいる人が投票できるの?

衆議院議員選挙、参議院議員選挙

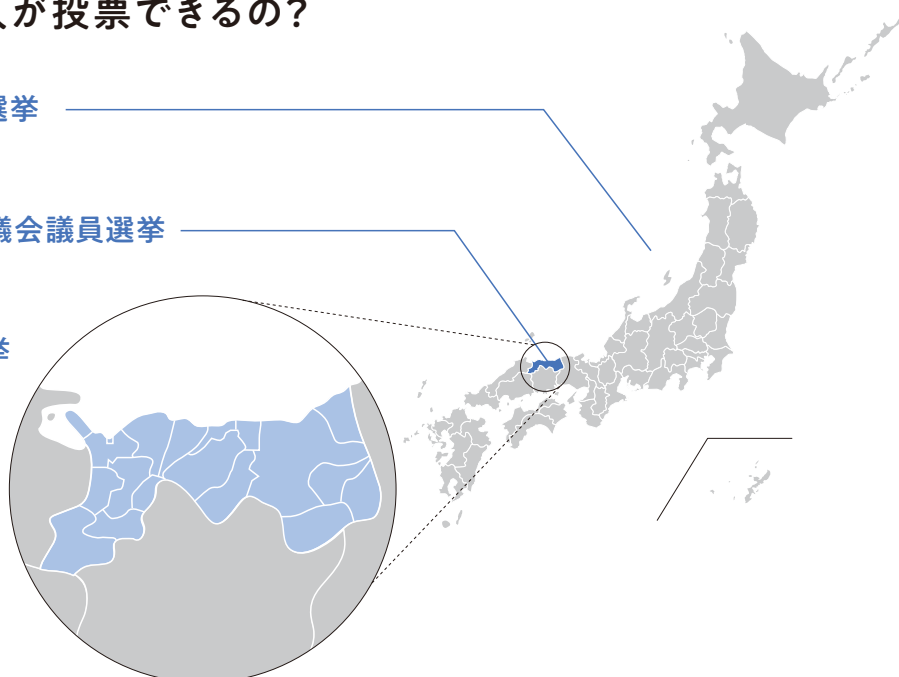
全国

都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙

その都道府県内

市町村長、市町村議会議員選挙

その市町村内



03

政治について詳しくなろう!

選挙に参加できる人は?

2/2



引っ越しをしたら気をつけて

3か月以上住んでいないと、
その地域での投票ができません。
引っ越しして3ヶ月以内、もしくは住民票を
変更していない人は**不在者投票制度**で投票できます。



住民票って?

住んでいる場所を記録している書類。
引っ越しをしたら住民票の新しい住所
への変更手続きをします。

変更方法

- ①もともと住んでいた地域の市役所・役場に転出届を出す
- ②新しく住む地域の市役所・役場に転入届を出す

選挙権の推移

1889年	1925年	1945年	2016年
25歳以上の男子で 15円以上 納税している人	25歳以上の 男子	20歳以上の すべての人	18歳以上の すべての人

1889年に投票する権利を持っていた人は**全国**の1%ほどでした。
一部の人が政治のあり方を決めるのはおかしいということで、
税額の基準がなくなり、**女性も参加できるようになりました**。
2016年には、より若い世代が政治に関心をもち、若者の声を政治に届けるため、
18歳以上のすべての人が投票できるようになりました。

被選挙権の推移

1889年	1945年
30歳以上の男子で 15円以上納税している人	25歳以上 / 30歳以上の すべての人